

「投資奨励委員会事務局の組織、課の設置、責務権限、 実施方法および情報要請に関するコンタクト先」

2003年

日本貿易振興機構（ジェトロ）バンコクセンター編

本資料は日本企業及び日系企業への情報提供を目的にジェトロバンコクセンターが作成した仮訳であり、本資料の正確性についてジェトロが保証するものではありません。
本資料の利用に際しては、必ずタイ語原文に依拠いただくようお願いいたします。

(非公式翻訳)
投資奨励委員会事務局 告示
 P - 3 / 仏暦2546年(2003年)(仮訳)

件名 投資奨励委員会事務局の組織、課の設置、責務権限、実施方法および情報要請に関するコンタクト先

行政区分省令により、仏暦2545年(2002年)工業省、投資奨励委員会事務局は、事務局の組織、権限、新たな義務をさだめる。これは、国民が行政のさまざまな業務に関しての情報を受け取る機会を持つようにするための行政情報に関するしたがって行うものであり、民主的な組織を奨励および発展させ真に確立するためである。投資委員会事務局は、仏暦2541年8月24日付け 事務局告P-7 / 2541件名 投資奨励委員会事務局の組織、課の設置、責務権限、実施方法および情報要請に関するコンタクト先を廃止、あらたな投資奨励委員会事務局の組織、課の設置、責務権限、実施方法および情報要請に関するコンタクト先の告示を発する。以下による。

- 第1項 投資奨励委員会は、首相を委員会議長とし、工業大臣を副議長とし、委員として10名を越えない首相が任命する有識者、委員として事務局として投資委員会事務局の長官(事務局長)からなる。また、首相は、諮問員として5名を超えない有識者を任命することができる。
- 第2項 投資奨励委員会は、以下の明確な権限および義務を有する。
- 2.1 小委員会を任命すること、あるいは、奨励法にしたがい、権限を委譲し、事務局が変わって業務を行わせること。
 - 2.2 投資奨励を与える業種、事業の規模、条件を定めること、あわせて、引き続き投資奨励を与えるべき必要性を喪失した事業に対して投資奨励の付与をとめること。
 - 2.3 権利恩典の規定、保証、奨励を受けた者の事業の保護、および権利恩典の取り下げ
- 第3項 投資奨励委員会事務局は、経済組織および国家社会を強固ならしめるために、投資の権利恩典の付与、投資に対して支援事項の創出、投資サービスにより、国家に有用な事業の投資奨励に関しての義務を有する。
- 以下の権限義務を有する。
- 3.1 投資奨励にかかわる法令により業務を行う。
 - 3.2 投資奨励にかかわる法令による委員会の決定あるいは委員会が委譲するところに従い実行する。
 - 3.3 投資環境の広報、国家の経済、社会、安定にとって重要で有益な業種の投資勧誘すること。
 - 3.4 投資に関心を持つ者および投資家のための投資サービスセンター持つこと。その中には、許可、および投資に関する種々のサービスを与えること、投資プロジェクトの準備中で投資に関心を持つ者に対する便宜をはかり、かつ、支援することが含まれ、合弁相手を探すこと、および投資プロジェクトの業務を行う、投資の方法を啓蒙する、投資奨励計画をつくり、あわせて、投資家の問題を解決する調整を行う。
 - 3.5 投資奨励を申請しているプロジェクトの分析、検査、投資奨励を受けたプロジェクトの投資成果の算定を含む管理
 - 3.6 研究、投資機会の探索し、投資の適合性を報告し、投資奨励計画を設定する
 - 3.7 国内の投資に関係する研究および情報編纂
 - 3.8 法令が事務局の権限義務として規定している、あるいは、省あるいは内閣が委譲するところによるその他の事項
- 第4項 投資委員会事務局は、以下の内部組織および課、室、チームを持つ
- 4.1 局長秘書室(総務部)

- 4.2 投資市場(マーケティング)
 - 4.3 外国部
 - 4.4 権利恩典管理部 第1部
 - 4.5 権利恩典管理部 第2部
 - 4.6 権利恩典管理部 第3部
 - 4.7 権利恩典管理部 第4部
 - 4.8 権利恩典管理部 第5部
 - 4.9 投資調整部
 - 4.10 投資広報部
 - 4.11 投資戦略政策部
 - 4.12 投資サービスセンター
 - 4.13 外国投資経済事務所
- 第5項 局長秘書室(総務部)は、以下の権限義務を有する。
- 5.1 事務局の文書業務
 - 5.2 事務局の役員および秘書業務にかかわる事項を行う
 - 5.3 財務、会計、予算業務、物品(管理課)、事務所、自動車(交通)、事務局の厚生をも含む
 - 5.4 事務局の人事にかかわる事項
 - 5.5 投資委員会および投資委員会が設置する小委員会の事務局にかかわる事項
 - 5.6 投資奨励委員会が決定による奨励証書にかかわる事項
 - 5.7 投資奨励の法令および関係その他の法令に関わる事項、契約の法的事項の業務も含む、事務局の権限義務ないにある民事、刑事、犯罪、行政訴訟およびその他訴訟事項
 - 5.8 関係ある他機関の業務の共同あるいは支援業務、あるいは委譲を受けた事項
- 第6項 外国市場(マーケティング)部は、以下の権限義務を有する。
- 6.1 国内および外国から投資勧誘のマーケティングを定めるための情報の研究および分析し、国内および外国からの投資を勧誘する方向および外国におけるタイ投資支援奨励の方向を示す。
 - 6.2 国内および外国の双方においてさまざまな形で、国の投資可能性および状況についての信頼を確立するための、広報、PR および国のイメージづくり
 - 6.3 一般人、ビジネスマン、関心のある者全般に対する広報のためにさまざまな形で、経済および投資機会、政策、種々な法令規則の情報の作成広報
 - 6.4 国内および外国のさまざまな形の投資事業を整備し、投資家に対して便宜のために統合の事業を行い、地方事務所および外国事務所の投資勧誘事業の支援をすること。
 - 6.5 投資の有力者との接触、継続的な投資拡大をもたらすために、投資家との関係の確立維持
 - 6.6 関係ある他機関の業務の共同あるいは支援業務、あるいは委譲を受けた事項
- 第7項 外国部は、以下の権限義務を有する。
- 7.1 外国からの投資奨励の計画を作るに際して、見識を示し関係組織とともに実行する。投資協定にかかわる外国との調整、交渉の支援、および、投資に関わる外国機関との協力
 - 7.2 外国からの投資傾向および外国への投資について、追跡、啓蒙、分析、合わせて外国からの投資奨励の成果を計る。
 - 7.3 ある他機関の業務の共同あるいは支援業務、あるいは委譲を受けた事項

- 第8項 権利恩典部1は、以下の権限義務を有する。
- 8.1 プロジェクトの分析および投資奨励付与に関する見解を表示、支援を与えるよう投資奨励を要請する農産工業に対する権利恩典付与業務の管理、投資奨励の条件に従うものとして、投資奨励を受けた者の事業の追跡、監督、管理。
 - 8.2 投資奨励を受けた産業およびプロジェクトの情報のとの結びつきを生じせしめるための事業
 - 8.3 その他の関係機関の事業および委譲を受けた事業との協力および奨励。
- 第9項 権利恩典部2は、以下の権限義務を有する。
(第8項と同様の業務を行う。)
- 9.1 業種 基本金属、金属製品、機械および備品、運輸機器
 - 9.2 8.2と同様
 - 9.3 8.3と同様
- 第10項 権利恩典部3は、以下の権限義務を有する。
- 10.1 業種 電子・電気機器
 - 10.2 8.2と同様
 - 10.3 8.3と同様
- 第11項 権利恩典部4は、以下の権限義務を有する。
- 11.1 業種 化学品、紙、プラスチック、軽工業品
 - 11.2 8.2と同様
 - 11.3 8.3と同様
- 第12項 権利恩典部5は、以下の権限義務を有する。
- 12.1 業種 公共事業、サービス
 - 12.2 8.2と同様
 - 12.3 8.3と同様
- 第13項 投資調整部は、以下の権限義務を有する。
- 13.1 問題を解決するための拡大伝達通路として、国の機関および関係民間への便宜および調整、関連の問題にまでいたる、投資家の問題の軽
 - 13.2 投資支援要因の開発、環境整備および全体的な投資に対する支援要素の統合、産業の労働面の整備まで含み関係機関と統合する。
 - 13.3 中小企業産業の奨励をも含み、タイおよび外国企業との間の情報、知識、支援の交流のための政府機関、公共機関および民間との統合。
 - 13.4 生産拠点の分散および共同体にいたる技術振興をもたらすための、中央経済と共同体経済の結びつきのための政府関係機関と民間の統合(調整)。種々の形での共同体の企業の投資奨励までを含む。
 - 13.5 その他の関係機関の事業および委譲を受けた事業との協力および奨励。
- 第14項 投資情報部は、以下の権限義務を有する。
- 14.1 情報記録、成果の編集、情報の分析、作成、データベース作成、情報伝達システムおよび検索システム、育成、コンピューターとその機器による情報システムの維持、関係のその他機関の情報のリンクを統括することを含む
 - 14.2 投資奨励の支援のための分析、出版、情報組織の開発、事業効率の増進および事業成果の評価システムの開発を含む内部サービス

- 14.3 事務局の責務、戦略、目的を一致させるために、情報システム戦略および開発計画を定める。マーケット情報システムの発展、投資相談、投資政策の規定、投資サービスのための統合および顧客対応
- 14.4 投資家の情報への要望を調査、広報利用者のインフォメーションシステムの改善、電子媒体による公開情報の発展と改善、政策情報の改善、保全
- 14.5 その他の関係機関の事業および委譲を受けた事業との協力および奨励。

第15項 戦略政策部は以下の権限義務を有する。

- 15.1 民間投資の戦略および政策を指示する際の検討のための見解を示し、投資奨励および権利恩典の原則を規定する
- 15.2 適正なる技術および技術導入の基準の発展についてアドバイス指示し、投資に際しての技術移転をもたらすよう奨励支援する。
- 15.3 経済予測および投資危機を避ける方法としてのインデックスの作成も含む、投資奨励の戦略および目的を定める際の基本として使用するために、海外経済状況を追跡する。
- 15.4 国家政策、投資政策、省の根本計画に適合する調整および予算計画の作成、および事務局の実行計画の作成
- 15.5 投資関係の政策および投資奨励原則の効果測定システムを作り、事務局の計画およびプロジェクトによる効果の追跡および測定
- 15.6 その他の関係機関の事業あるいは委譲を受けた事業の共同実施あるいは支援

第16項 投資センター 以下の権限義務を有する。

- 16.1 投資関係情報の助言、紹介、サービスおよび投資調査、合併相手捜しの便宜、あるいは投資家に対して投資の決断に資する情報提供
- 16.2 外国人の住居許可にいたる国内居住のサービスおよび許可、および外国専門家および熟練者に関する労働許可
- 16.3 図書室を組織し、国内外の投資に関する文献および文書サービスを行い、合わせて、電子映像の情報サービスを行う。
- 16.4 その他の関係機関の事業あるいは委譲を受けた事業の共同実施あるいは支援

第17項 外国経済投資事務所 以下の権限義務を有する。

- 17.1 広報、タイ国への投資のための外国投資家の説明および勧誘
- 17.2 投資家および投資に興味を示す者に対するアドバイス、紹介、便宜供与および情報サービス
- 17.3 交流関係情報の収集および分析 経済情勢を含み、また、管轄地域内の外国投資統計の収拾も含む。
- 17.4 投資奨励の市場開拓および投資勧誘活動
- 17.5 その他の関係機関の事業あるいは委譲を受けた事業の共同実施あるいは支援

第18項 地域経済投資奨励事務所 地方における投資方面の広報宣伝に関して、以下のとおりである。

- 18.1 チェンマイ北部地域投資経済センター 8つの県を統括する。チェンマイ、チェンライ、ナン、パヤオ、プレー、メーホンソン、ラムパン、ラムプーン
- 18.2 ピサンローク北部地域投資経済センター 9つの県を統括する。ピサンローク、カムパンペット、ナコンサワン、ペチャブーン、スコタイ、ウタラディット、ウタイタニ、タークソクラ
- 18.3 第1南部投資経済センター 7つの県を統括する。ソクラ、タラン、パترون、ヤラ、ナラティワット、パッタニー、サトン
- 18.4 スラタニ 第2南部投資経済センター 7つの県を統括する。スラタニ、クラビー、パンガー、ナコンシータマラート、チュンボン、プーケット、ラン

- 18.5 ナコンラーチャーシーマー第1東北タイ投資経済センター 10の県を統括する。ナコンラーチャーシーマー、コンケン、ウドンタニ、ノンブアランプー、スリン、プリラム、チャイヤプミ、マハサラカーム、ノンカーイ、ローイ
- 18.6 ウボンラーチャタニー第1東北タイ投資経済センター 9の県を統括する。ウボンラーチャタニー、アムナートチャン、ロイエット、カラシン、ムクダハーン、サコンナコン、シーサケット、ヤーソット
- 18.7 チョンブリ(レムチャバン)東投資経済センター 8つの県を統括する。チョンブリ、ラヨン、タラート、サラケーオ、プラチンブリ、ナコンナーヨック、チャーチャンサオ

第19項 外国における投資広報関係に関して投資委員会事務局は、事務所を持つ 以下による。

- 19.1 投資経済事務所 米国 ニューヨーク
- 19.2 ドイツ共和国 フランクフルト
- 19.3 日本 東京
- 19.4 フランス パリ

第20項 以下の2事業に関して、チームを持つ。

- 20.1 工業リンケイジを発展させるためのチーム すなわち BUILD(BOI Unit for Industrial Linkage Development)技術移転をするため、また循環的な生産を達成するために、内外に立地する最終加工製造業者の大企業と中小企業である部品製造者の結びつきを図る義務を有する。これは、外国に対して強固で競争力を有するための国家産業の発展に関して、重要な基礎となるものである。
- 20.2 ビザおよび労働許可サービスセンター 入国管理法による王国に居住させる許可、および外国人の労働に法令による許可に関する義務を有する。熟練すなわち外国人専門家(Foreign Expert Service Unit)チームを持ち、役職、および技術者、熟練工その家族を含みその許可に関して、投資奨励法24条、25条、および26条による熟練技術者、熟練者の業務をおこす。

第21項 投資奨励委員会事務局の情報を要請するためのコンタクト先は、投資サービスセンターであり、全般的な情報の要請場所であり、責任範囲内の情報サービスを提供す。あわせて、投資奨励法仏歴2520年(1977年)による投資奨励の申請に関する紹介および助言をあたえるものとする。バンコック、ウイパッディーランシット道路 555に設置する。電話0-2537-8111, 0-2537-8555 Fax0-2537-8177

告示日 仏歴2546年(2003年)1月31日

ソンボン・ワナパー
(投資奨励委員会長官)

この翻訳は、告示日2003年1月31日付の投資委員会事務局告示P-3 / 仏歴2546年の翻訳であるが、利用に当たっては、タイ語による原本に依拠されるようお願いいたします。